

ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ちちぶ定住自立圏域（以下「圏域」という。）における空き家の有効活用を通して、圏域住民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「空き家」とは、圏域内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地で、個人が居住を目的として建築（建築する予定のものを含む。）し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）ものをいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2)「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3)「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、圏域内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を空き家の所在する市町の首長（以下「各首長」という。）に提出しなければならない。

- 2 各首長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に速やかに登録しなければならない。
- 3 各首長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（様式第3号）を当該申込者に速やかに通知するものとする。
- 4 空き家台帳への登録期間は、登録日から2年とする。
- 5 各首長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書（様式第

4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、速やかに空き家の所在する各首長に届け出なければならない。

(空き家バンク登録の取消し)

第6条 各首長は、次に掲げる事項に該当するときは、当該空き家台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク取消し通知書(様式第6号)を当該空き家登録者に速やかに通知するものとする。ただし、第2号に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録から2年を経過したとき。
- (3) 空き家バンク取消し願い書(様式第5号)の届出があったとき。
- (4) その他空き家台帳に登録されていることが不相当と各首長が認めたとき。

(利用登録)

第7条 利用希望者は、空き家バンクによる情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)により各首長に申し込むものとする。

2 各首長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書(様式第8号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に速やかに通知するものとする。

3 空き家利用登録台帳への登録期間は、登録日から2年とする。

(情報提供等)

第8条 各首長は必要に応じて空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び空き家利用登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 各首長は、ホームページへの掲載、空き家台帳の閲覧その他の方法により、空き家情報を公開するものとする。ただし、空き家登録者が希望しない方法については、この限りでない。

(利用登録に係る登録事項の変更の届出)

第9条 第7条第2項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書(様式第9号)を速やかに各首長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 各首長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家の利用登録を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消し通知書(様式第11号)を当該利用登録者に速やかに通知するものとする。ただし、本条第5号に該当することにより登録を削除されたものについては、改めて登録申込みを行うことにより再登録することができるものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録取消し願い書（様式第10号）の届出があったとき。
- (5) 利用登録から2年を経過したとき。
- (6) その他各首長が適当でないと認めたとき。

（空き家利用の申請要件）

第11条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、圏域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、秩父地域の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、圏域住民と協調して生活できる者
- (3) その他各首長が適当と認めた者

（空き家利用の申込み及び通知）

第12条 空き家台帳に登録された空き家を利用しようとする利用登録者は、空き家バンク空き家利用申込書（様式第12号）及び誓約書（様式第13号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他の必要事項を記入し、希望する空き家の所在する各首長に申し込むものとする。

2 各首長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めたときは、当該希望物件の空き家登録者へその旨を速やかに通知するものとする。この場合において、当該空き家登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた空き家登録者又は空き家登録者の代理若しくは媒介を行なう者は、遅滞なく当該利用登録者へ回答し、各首長へその回答内容を報告するものとする。

（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第13条 各首長は、空き家登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、各首長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月24日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

長 様

空き家バンク登録申込書

住 所.....

氏 名..... 印

このことについて、ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部へ仲介を依頼します。併せて、FIND Chichibu ちかいなか分科会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙、空き家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

注（1） ちちぶ定住自立圏域の自治体では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部への依頼をお勧めいたします。なお、社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

（2） 各市町の個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

ちちぶ定住自立圏空き家バンク登録カード

所有者 管理者	〒 - 住所		TEL - -			
	氏名		FAX - -			
	携帯					
	Eメール					
その他 連絡先	〒 - 住所		TEL - -			
	連絡先名					
物件の概要	土地	m ² (坪)	構造	補修の要否	補修の費用負担	
	建物	1階	m ² (坪)	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 補修は不要	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他
			m ² (坪)	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	<input type="checkbox"/> 多少の補修必要	
		2階	m ² (坪)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 大幅な補修必要	
			m ² (坪)	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 現在補修中	
建築年	年建築 (築後 年経過)					
価格・賃料	<input type="checkbox"/> 賃貸 万円/月		<input type="checkbox"/> 売却 万円			
利用状況	<input type="checkbox"/> 放置()年		電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> 別荘		ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他		
主要施設等への距離	<input type="checkbox"/> その他		風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他		
	駅	km	水道	<input type="checkbox"/> 公営水道 <input type="checkbox"/> その他()		
	バス停	km	下水道	<input type="checkbox"/> 合併浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()		
	市役所・町役場	km	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和 <input type="checkbox"/> 洋		
	病院	km	車庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	消防署	km	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他	
	警察署	km	【問 取】(別紙可)		【地 図】(別紙可)	
	保育園	km				
	小学校	km				
	中学校	km				
	公営温泉	km				
	銀行・郵便局	km				
	スーパー	km				
ホームセンター	km					
特事項						

※抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項へ記載してください。

なお、記載漏れにより瑕疵担保責任等生じた場合、市・町は一切の責任を負いかねます。

■事務局処理欄 (申込者は記入不要です)

登録No.	分類	土地 / 土地・家屋	家屋の目安	☆☆☆☆☆
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日	
登録抹消日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録取消 <input type="checkbox"/> その他()		

様式第3号（第4条関係）

第 一 号
年 月 日

申請者様

長 印

空き家バンク登録完了書

ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱第4条第3項の規定により、空き家バンクへの空き家登録が完了したので通知いたします。

登録番号 : 号

登録日 : 年 月 日

有効期限 : 年 月 日

※登録内容に変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第5条関係）

長 様

年 月 日

住 所.....

申 請 者..... 印

空き家バンク登録変更届書

ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱第5条の規定により、空き家登録台帳の変更を
お願いします。

登録番号 : 号

変更内容 : 様式第2号による。

※登録変更の場合、様式第2号へ変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6条関係）

長 様

年 月 日

住 所 _____

申 請 者 _____ 印

空き家バンク登録取消し願い書

空き家バンクへの空き家登録を取り消したいので、届出いたします。

登録番号 : _____ 号

取消理由 : _____

様式第6号（第6条関係）

第 一 号
年 月 日

申請者 様

長 印

空き家バンク取消し通知書

ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱 第6条の規定により、空き家バンクへの空き家登録を取り消したので通知します。

登録番号 : 号

取消理由 :

様式第7号（第7条関係）

長 様

年 月 日

申請者 印

空き家バンク利用登録申込書

ちちぶ定住自立圏空き家バンクの空き家台帳に登録された情報を利用したいので申し込みます。

住 所

氏 名

年 齢 ..(.....) 歳

電 話 番 号 - - -

ファックス番号 - -

E - m a i l

利 用 目 的

.....

※申込みされた個人情報、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第7条関係）

第 一 号
年 月 日

申請者 様

長 印

空き家バンク利用登録完了書

ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱第7条第2項の規定により、空き家バンクへの利用登録が完了したので通知します。

登録番号 : 号

住 所 :

氏 名 : 様

登 録 日 : 年 月 日

有効期限 : 年 月 日

※登録内容に変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

長 様

住 所

申 請 者 印

空き家バンク利用登録変更届書

下記のとおり空き家バンク利用登録の変更をお願いします。

登録番号 : 号

変更内容 :

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

長 様

住 所

申 請 者 印

空き家バンク利用登録取消し願い書

空き家バンクへの利用登録を取り消したいので、届出いたします。

登録番号 : 号

取消理由 :

様式第11号（第10条関係）

年 月 日

住 所 :

氏 名 : 様

長 印

空き家バンク利用登録取消し通知書

ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱第10条の規定により、空き家バンク利用登録を取消したので通知します。

登録番号 : 号

取 消 日 : 年 月 日

取消理由 :

.....

年 月 日

長 様

申 請 者

印

空き家バンク空き家利用申込書

ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱第12条の規定により、空き家バンクに登録された空き家を利用したいので、次のとおり申し込みます。

■物件の情報

希望物件番号 番

■利用登録者の情報

本 籍 籍

住 所 所

氏 名 氏

生 年 月 日 年 月 日 () 歳

電 話 番 号 - - - -

ファックス番号 - -

E - m a i l 氏

同 居 構 成 ①氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳

②氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳

③氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳

④氏名 () 続柄 () 年齢 () 歳

※申込みされた個人情報、空き家登録者、空き家登録者の媒介を行う業者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

誓約書

長 様

私は、ちちぶ定住自立圏空き家バンクの利用申込に当たり、ちちぶ定住自立圏空き家バンク要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第11条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、空き家バンクへの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、秩父地域の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、よき地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印